

報告第17号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき，別紙のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成27年9月2日

つくば市長 市 原 健 一

専決処分第9号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき，次のとおり専決処分する。

平成27年7月7日

つくば市長 市 原 健 一

和解について

公務中における公用車の事故に関し，次のとおり和解する。

1 事故発生の日時

平成27年2月26日 午前9時45分頃

2 事故発生の場所

つくば市吾妻二丁目5番地6地先 つくば市情報ネットワークセンター前の市道

3 相手方

(1) 住所 つくば市

(2) 氏名

4 事故の概要

公用車が直進してT字路を通過する際に，直進してきた相手方車両が，急に右折して公用車の前方を横切ったため衝突し，相手方車両の左側と公用車の前部左

側を破損した。

## 5 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金26,900円を支払う。
- (2) 相手方は、つくば市に対し、金274,774円を支払う。
- (3) つくば市及び相手方は、その余の請求を放棄する。
- (4) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。

## 提案理由書

報告第17号 専決処分事項の報告については、  
公務中にける公用車の事故に係る和解について、  
地方自治法第180条第1項の規程により専決処分  
したものです。